



環境報告書 2023

Environmental Report 2023



東京たま広域資源循環組合

▶管理者からのメッセージ

ごみの最終処分事業やエコセメント事業を通じ、 資源循環型社会の実現に貢献します。



管理者 多摩市長
阿部 裕行

東京たま広域資源循環組合では、各種法令や地元との公害防止協定を遵守しつつ、日の出町の皆さまのご理解・ご協力を得ながら、二ツ塚処分場において東京都多摩地域25市1町約400万人から出されるごみの最終処分を、安全かつ適正に行っております。処分場の受入れにつきまして、改めて日の出町の皆さまに心より感謝申し上げます。

当組合は、組織団体の住民、事業者の皆さまのご協力のもと、「循環型社会」の形成へ向け取り組んでまいりました。その中の一つ「ごみ減量化」への取組が実を結び、平成30年度からこれまで不燃ごみの埋立てがゼロとなるなど、多摩地域のリサイクル率を全国トップクラスへと押し上げています。

また、平成10年4月に埋立てを終了した谷戸沢処分場においては、自然再生エリアを設定し適切な維持管理を行ったことで、国蝶オオムラサキの生息やフクロウの営巣を確認するなど「里山的自然環境の再生」が順調に進んでいます。併せて第2期埋立エリアでは、再生可能エネルギー及び処分場の有効活用のため、発電規模約2メガワット、一般家庭約500世帯分の年間発電量を賄うことができる多摩地域最大級の太陽光発電施設を平成29年10月より運営しています。

この環境報告書2023では、令和4（2022）年度に循環組合が行った環境保全・安全の取組を紹介しております。この取組を通じて、多くの皆さまからのご協力やご意見を頂ければ幸いに存じます。

今後とも当組合は、25市1町の連携のもとで、環境保全の取組をより一層進めるとともに、多摩地域の循環型社会実現へ向けた取組を行ってまいります。

▶事業概要

1. 東京たま広域資源循環組合とは

地方自治法第284条第2項に基づき、一般廃棄物最終処分場の設置及び管理を事業目的として、昭和55(1980)年11月1日に設立された一部事務組合です。

2. 事業目的

- 一般廃棄物の最終処分を広域的に行うための最終処分場の設置及び管理
- 一般廃棄物の焼却残さ等の処理を広域的に行う事業

3. 組織団体

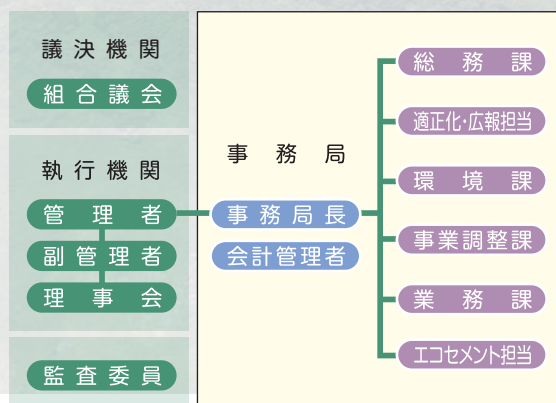
八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市、瑞穂町

4. 主な事業

多摩地域25市1町の一般廃棄物最終処分のため、東京都日の出町にある二ツ塚処分場・谷戸沢処分場及びエコセメント化施設の設置・管理運営を行っています。

5. 組合の組織

東京たま広域資源循環組合は、組合議会、理事会、管理者及び事務局等から構成されます。



▶ 環境方針

循環組合では「環境方針」を定め、資源循環や自然環境の保全など、様々な環境保全の取組を進めています。

東京たま広域資源循環組合環境方針

基本理念

私たちがよりよい環境を次世代に引き継いでいくためには、今後一層、ごみの発生抑制・再使用・リサイクルを進めるとともに、それでもなお残るごみについては適正に処理しごみによる環境への負荷を低減していくことが重要です。

人口約400万人を擁する東京多摩地域では、リサイクル先進地域としてこれまでもごみ減量の取組が行われてきましたが、今後とも、二ツ塚処分場を一日でも長く利用できるよう廃棄物の減容（量）化を着実に進めていくことが必要です。

循環組合は、エコセメント事業を通じて多摩地域の一般廃棄物のリサイクルをさらに進めるとともに、埋立処分量削減の促進、周辺環境に配慮した埋立処分事業を進めていきます。事業に当たっては、次の基本方針に基づき、周辺環境への汚染の防止や環境への負荷の低減などを進めていきます。

基本方針

1. 地域住民の健康で安全な生活を確保し、さらには地球環境を保全するため、環境に関する法令や協定等を遵守して環境汚染を防止していきます。
2. 庁舎、ごみの埋立て及びエコセメントの製造に伴う各事業活動において、省資源・省エネルギーを推進し、温室効果ガスの排出を抑えることで、地球温暖化の防止に努めます。
3. ごみ（一般廃棄物）の排出抑制を推進するとともに、ごみ焼却灰を埋め立てずにエコセメントの原料として再資源化する取組を進め、貴重な最終処分場を効率的に使用します。
4. 最終処分場内において、動植物や水辺環境の保全・創出を進め、住民が自然と触れ合い、親しむことのできる環境を確保します。
5. 循環型社会の実現に向けて、住民に見学会など広く環境学習の場を提供し、ごみ問題の解決への意識を啓発していきます。
6. 環境方針やそれに基づく取組・実績、環境データなど、組合が保有する環境に関する情報を、積極的に公表します。

令和5年5月1日

東京たま広域資源循環組合 管理者

阿部 裕行

▶ 編集方針

東京たま広域資源循環組合は、環境保全への取組をより多くの皆さまにご理解いただくとともに、取組のさらなる充実を図ることを目的に「環境報告書」を発行しています。

構成としては、私たちの事業内容を紹介するとともに、環境保全へ向けた様々な取組や安全への取組を報告しています。

本冊子では、詳細情報まで掲載できない内容もありますので、ホームページも合わせてご覧いただきますようお願いいたします。

循環組合

検索

<https://www.tama-junkankumiai.com/>

■ 報告する期間

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

※一部、令和5年度の内容も含んでいます

■ 準拠したガイドライン

「一般廃棄物処理施設向け環境報告書ガイドライン」
2005年度版 東京都環境局



目次

【私たちの事業】

- ▶ 二ツ塚処分場 4
- ▶ エコセメント化施設 6
- ▶ 谷戸沢処分場 8

【環境への取組】

- ▶ 適切な処分場管理 10
- ▶ 地球温暖化の防止 12
- ▶ 環境コミュニケーション 13

【安全への取組】

- ▶ 循環組合の安全への取組 14
- ▶ 資料 15

「ごみの受入れから処分まで」 最終処分場の役割 ニツ塚処分場

東京たま広域資源循環組合では、ごみの最終処分場を法令や地元との協定等に従い適切に管理運営を行っています。現在、ごみの搬入を行っているニツ塚処分場は、国内最高水準の設備・システムを備え、徹底した安全管理を行っています。また、動植物が生息しやすい環境の保全・創出にも取り組んでいます。

●25市1町でのごみの中間処理



中間処理後のごみの搬入量
(単位：t/年)

	令和3年度	令和4年度
八王子市	11,234	8,199
立川市	3,099	3,528
武蔵野市	2,723	2,634
鷹野市	3,515	3,365
青梅市	2,356	2,337
府中市	4,978	4,647
昭島市	1,532	1,496
調布市	4,306	4,206
町田市	7,967	9,315
小金井市	1,123	959
小平市	3,371	3,333
日野市	2,379	1,969
東村山市	2,445	2,427
国分寺市	1,401	1,192
国立市	1,589	1,505
福生市	918	914
狛江市	1,666	1,568
東大和市	1,514	1,493
清瀬市	1,542	1,423
東久留米市	2,651	2,460
武蔵村山市	1,535	1,454
多摩市	2,804	2,793
稲城市	2,135	2,014
羽村市	945	945
西東京市	3,866	3,540
瑞穂町	679	673
災害廃棄物	0	0
新型コロナ	6	8
合計	74,279	70,398

※搬入重量は、小数点以下を四捨五入しており、端数調整を行っています。



多摩地域の清掃工場

「ごみのゆくえ」

皆さんの家庭などから出されたごみは、まず清掃工場で処理されます。可燃ごみは焼却され、不燃ごみは細かく破碎されます。この処理を中間処理といいます。

中間処理後に出てくる焼却灰や破碎された不燃ごみを、東京たま広域資源循環組合では最終処分しています。焼却灰はエコセメントにリサイクル処理し、破碎した不燃ごみは埋立処分によって安定化・無害化します。

埋立量の推移

埋立処分されている不燃ごみは年々減少し、平成30年度以降は、埋立処分を実施しておりません。エコセメント事業を含め、廃棄物減容（量）化基本計画が着実に進められた成果です。

●ごみを運び入れる

搬入時間は平日午前9時～午後4時（12月1日から2月末までは午前9時～午後3時30分）。強風の日はごみの飛散を防ぐため、不燃ごみの搬入を中止します。





●ごみの重さを量る

トラックごとに不燃ごみまたは灰の重さを量り、清掃工場からの搬入情報データと照らし合わせます。

焼却灰



●エコセメントの製造

焼却灰はエコセメント化施設でエコセメントに生まれ変わります。

不燃ごみ

(平成30年度(2018年度)以降は、不燃ごみ埋立処分を実施していません。)



●不燃ごみを降ろす

不燃ごみが飛散しないよう、水をかけながら作業します。



●降ろされた不燃ごみを検査する

埋立てする前に不燃ごみを検査し、埋立てできないもの(乾電池など)があった場合、それを除去し、搬入団体へ返却します。



●土をかぶせる

不燃ごみの飛散を防ぐため、その日のうちに土をかぶせます。土は、この処分場を造ったときに出土したものを再利用しています。

「エコセメント事業の推進」

焼却灰の再利用で循環型社会に貢献

主な施設と

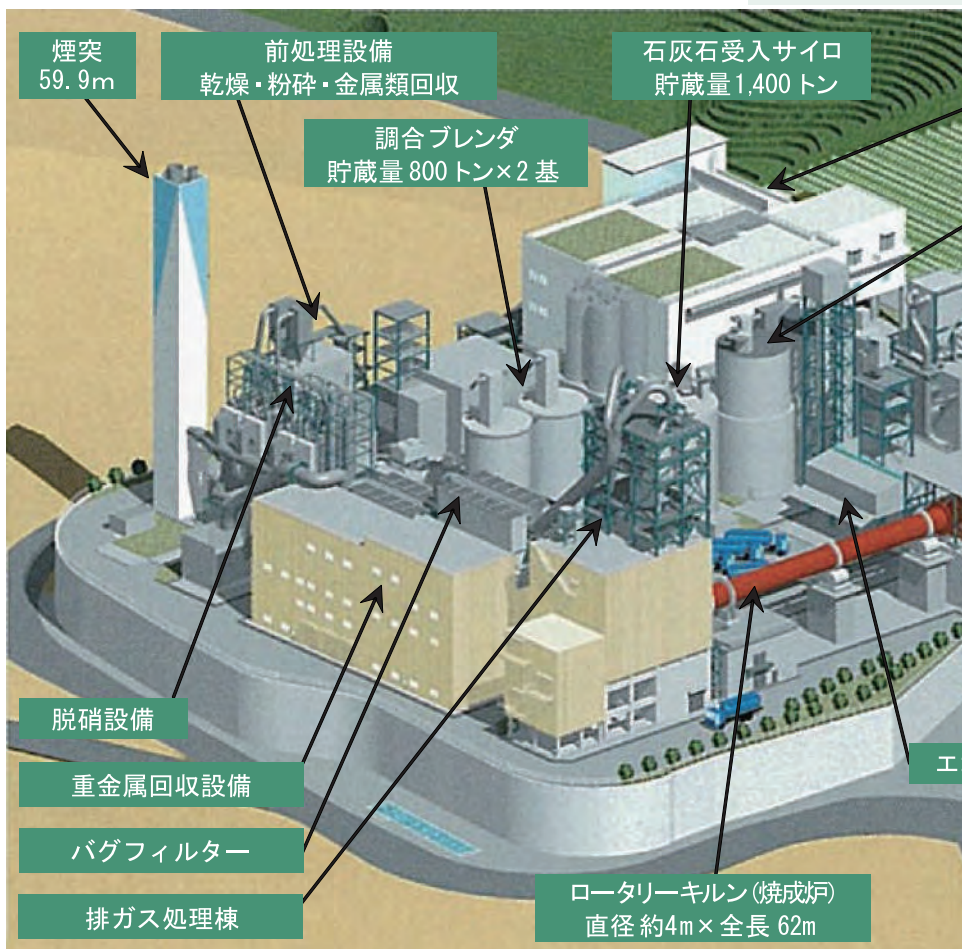
エコセメント化施設

循環組合では、処分場を長く使っていくために、平成18年度から焼却灰を埋め立てず、その全量をエコセメントにリサイクルしています。

この事業により、埋立対象物は不燃ごみのみとなり、埋立量が減少し、二ツ塚処分場の使用期間を大幅に延長することができました。

※エコセメントとは

エコセメントは、エコロジーの“エコ”と“セメント”を合わせて名づけられ、日本産業規格（JIS）に定められた土木建築資材です。エコセメントは、普通ポルトランドセメントと同等の品質をもち、主にコンクリート製品等に使われています。



●エコセメントが出来るまで



1 受入れ
清掃工場でごみを燃やした後に出る焼却灰を受け入れます。



2 前処理
焼却灰を乾燥、粉砕して石灰等の副資材を混ぜます。



3 焼成
キルン内では1350℃以上の高温で焼き、ダイオキシン類を分解し、クリンカ（塊）をつくります



焼却灰

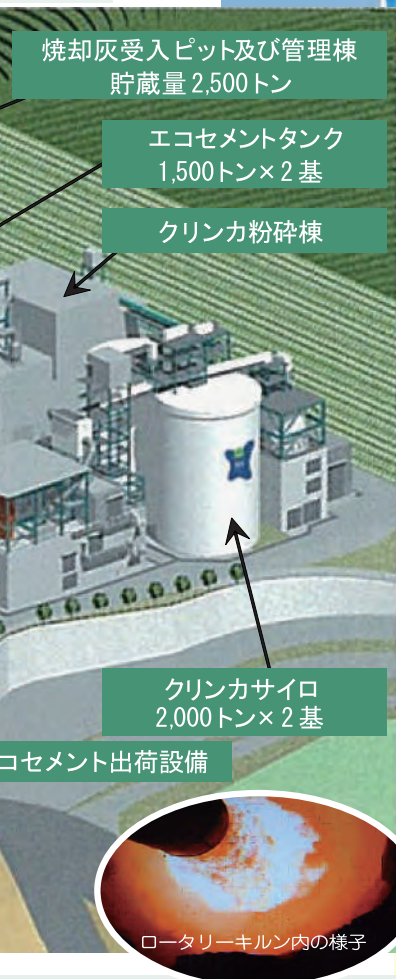
清掃工場



6 排ガス処理

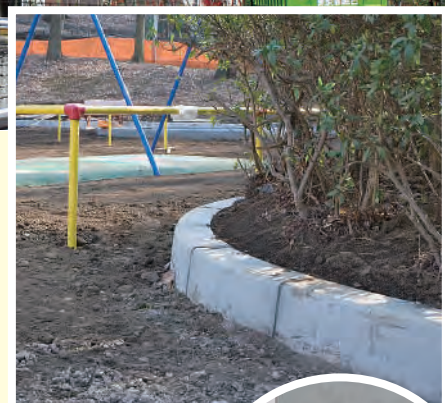
前処理及び焼成時に発生するガスは排ガス処理をして煙突から排出されます。（※焼成で発生した排ガスは、200℃以下に急冷することでダイオキシン類の再合成を防ぎます。また、ばい煙はバグフィルター等の公害防止設備により取り除かれます。）

装置



●エコセメントの認証制度 ～エコタローが目印です！～

「東京たまエコセメント」を100%使用している製品を「東京たまエコセメント製品」として認証し、循環型社会の構築に役立てています。都内など20事業者23工場で認証されています（令和5年3月現在）。製品は各自治体の公共工事などに利用されています。



公園の整備にも使われています。

●認証マークがついたエコセメント製品



歩道で使われるブロック



エコタローの刻印が目印です

敷石や視覚障害者誘導用ブロックに利用されています

4 エコセメント



5

エコセメント出荷

7 重金属回収設備



金属産物回収

排ガス処理中にフィルター等でろ過された重金属を安全に回収します。

●視察の受入れ

毎年約100件程の各種団体の視察・見学を受け入れています。

令和4年度は組織団体の職員視察や小学校の社会科見学などの受入れを行い、実施件数は71件となりました。



「埋立てが終了した処分場の適正管理」 万全な管理を実施し、再生した自然環境を保全 谷戸沢処分場

谷戸沢処分場は、平成10年に埋立てを終了しました。以降、廃棄物処分場としての廃止に向け、適切な管理を続けています。また、里山的自然環境の再生を進めるため、清流復活用貯水池や、ビオトープの設置など、生態系を豊かにする努力も行っています。

こうした努力の結果、処分場内の草原エリアではサシバやヒバリなどが見られ、水辺ゾーンにはカワセミやカイツブリが訪れ、森林エリアではフクロウが営巣しています。また、日の出町の天然記念物であるトウキョウサンショウウオの産卵や、国蝶であるオオムラサキの飛翔が見られるなど、豊かな里山の生態系が再生しています。



フクロウ



サシバ



カヤネズミ



ヒバリ



カワセミ



ムササビ



カイツブリの親子

谷戸沢処分場

清流復活用貯水池の設置

処分場下流側の谷戸川に生息しているホタルを保全するため、冬季に河川の水が枯れないよう、平成11年に清流復活用貯水池を設置しました。



清流復活用貯水池

国蝶オオムラサキの保全

谷戸沢処分場では、国蝶オオムラサキが生息していることが確認されています。オオムラサキの幼虫は、エノキの葉を食べ成長し、冬になると根元の落ち葉で冬を越します。

落ち葉が風で飛ばされないよう、処分場内にあるエノキの根元に保護柵を設置するなど、オオムラサキが育ちやすい環境を整えています。

トウキョウサンショウウオの保全

トウキョウサンショウウオは、国の絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅱ類）に、また、日の出町の天然記念物に指定されています。谷戸沢処分場では、産卵池の整備を行い、トウキョウサンショウウオの保全を行っています。



産卵池の整備

トウキョウサンショウウオ



オオムラサキの幼虫の保全（エノキの根元に設置した保護柵）

湿地ビオトープの設置

平成16年には、清流復活用貯水池の一部に常時水の溜まった状態の浅瀬（湿地ビオトープ）を設置し、モリアオガエル（日の出町の天然記念物）やトンボなどの水生生物が生息しやすい環境を整えました。



湿地ビオトープ

モリアオガエル

1. 適切な処分場管理

循環組合では、廃棄物を安全に埋め立て、ごみにふれた雨水(浸出水)をきれいにし公共下水道へ放流しています。廃棄物のうち、清掃工場から搬入される焼却灰は、埋め立てずに安全で良質なエコセメントにリサイクルしています。

法の遵守はもちろん、日の出町及び地元自治会とさらに高い水準の公害防止協定を結び、これらを遵守して様々な環境配慮を行っています。

1-1. 安全な廃棄物(不燃ごみ)の埋立てと排水処理 (二ツ塚処分場)

(1) 安全な埋立て

二ツ塚処分場では、廃棄物を安全に埋め立てるため、細心の注意を払っています。

●搬入物の検査

日の出町及び地元自治会の立会いのもと、搬入された不燃ごみを検査します(写真)。



また、循環組合では、搬入廃棄物の性状の適正化について、搬入団体とのコミュニケーションを十分に行っています。

●適切な覆土

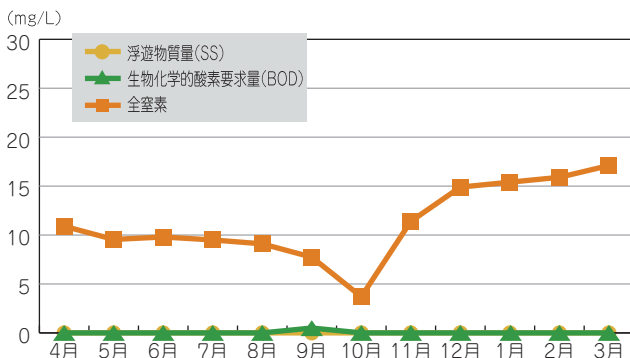
搬入された不燃ごみは、その日のうちに土をかぶせます。埋立時には風速を測定し、風が強い場合はごみの搬入を中止して、ごみが飛散しないように十分な配慮をしています。

(2) 安全な水処理

ごみにふれた雨水(浸出水)は、水処理施設で処理した後、公共下水道へ放流しています。令和4年度も調査結果に問題はありませんでした。

●水処理施設の水質データ(令和4年度)

下水道放流水の水質は、下水排除基準(BOD・SSは300mg/L、全窒素は120mg/L)を遵守し、低い値で推移しています(下図)。



*浮遊物質(SS)：水の濁りの目安です。
生物化学的酸素要求量(BOD)：水の汚れの目安です。
全窒素：赤潮などの原因となる物質です。

1-2. 廃棄物の量を減らす

(減容(量)化)の取組—二ツ塚処分場・エコセメント事業)

安全性とともに大切なことは、廃棄物そのものを減らす取組です。これは、処分場の使用年数の延伸にもつながります。

循環組合では6次にわたる廃棄物減容(量)化基本計画を策定・運用し、「資源循環」という考え方で廃棄物の減容(量)化を推進しています。

●資源循環による廃棄物の減容(量)化の状況

平成18年7月からエコセメント化施設が本稼働したことにより、今まで埋め立てていた焼却灰は、エコセメントとしてリサイクルしています。

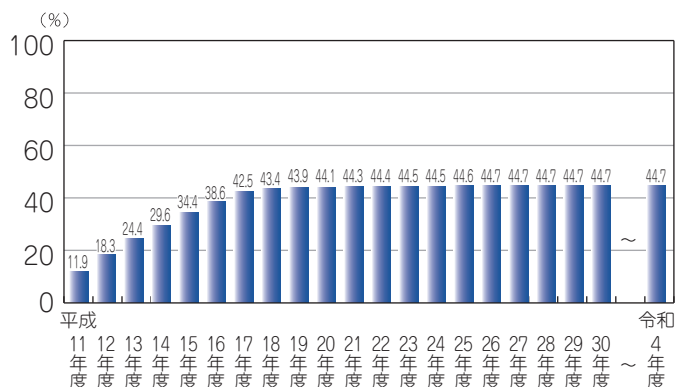
このため、埋立対象物は不燃ごみのみになり、埋立量は大幅に減少しました。さらに、平成30年度以降は不燃ごみも埋立処分を実施していません。廃棄物の減容(量)化を推進したことにより、埋立進捗率は44.7%に留まっています(下図)。

循環組合では、今後とも「極力ごみを出さない」ということが最も重要なことと位置付け、組織団体(自治体)や地域の住民、関係者への呼びかけを継続し、ごみの減容(量)化に努めていきます。



二ツ塚処分場埋立地とエコセメント化施設

二ツ塚処分場は、残り55.3%(令和5年3月現在)で埋立てが終了します。限りある埋立処分場を長く使うことができるよう、搬入団体及び住民の皆さまからご協力をいただいております。



*埋立の進捗率は、ごみだけの数値を利用しています。

2. 安全で質の高いエコセメントの生産 (エコセメント化施設)

焼却灰をエコセメントにリサイクルするためには、灰を乾燥、粉碎したり、1,350℃以上の高温で焼成するなど、多くの工程が必要になります。

各工程では、環境への負荷を抑え、安全な処理を実施しています。



●焼却灰の飛散や悪臭などの防止

焼却灰の受入れは建屋内で行い、室内の空気は吸引・脱臭処理しているので、施設の外へ漏れることはありません。

●公害防止協定等

焼却灰の乾燥や焼成で発生する排ガスに含まれる有害物質はバグフィルター等で全て除去され、排水もきれいに処理し下水道へ放流しています。

また、法や公害防止協定等に基づく環境モニタリング調査を定期的に行っています。

●放射性物質を含む焼却灰の管理

平成24年1月1日から完全施行された放射性物質汚染対処特措法(*)に基づく特定一般廃棄物処理施設としての維持管理を、法令に基づき行っています。また、測定結果については、日の出町、地元自治会、環境省へ定期報告し、循環組合HPにおいても数値を公表しております。
※平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

3. 施設内外の安全管理(二ツ塚処分場)

埋立てや水処理のほか、周辺環境の管理も重要です。処分場に入出入りする車両や使用する道路、水路の管理にも十分な注意を払っています。

●埋立地で使用した車両の全車洗車の徹底

埋立地で使用した車両については、車両に付着した土などが外に持ち出されないよう、洗車を実施しています。



●二ツ塚処分場内の道路と水路の清掃・点検

二ツ塚処分場内の道路や外周水路に汚れが溜まらないように清掃を行うとともに、処分場施設を安全に移働させるため点検しています。

●消防訓練の実施

火災による処分場施設の被害を最小限に抑えるために消防訓練を実施しています。

4. 埋立終了地の安全な管理(谷戸沢処分場)

埋立てを終了して自然環境が回復した谷戸沢処分場は、安全な施設管理を実施しています。

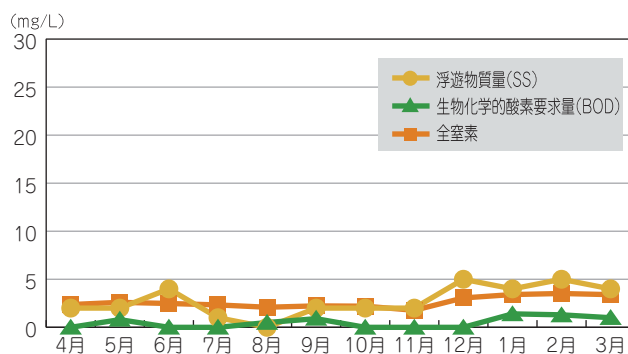
●安全な水処理

処分場からの排水は、水処理施設で処理した後、公共下水道へ放流しています。二ツ塚処分場と同様に厳しい基準に則って処理し、環境モニタリング調査を行っています。調査には日の出町及び地元自治会の方(写真)に立会っていただき、令和4年度も調査結果に問題はありませんでした。



●水処理施設の水質データ(令和4年度)

下水道放流水の水質は、下水排除基準(BOD・SSは300mg/L、全窒素は120mg/L)を遵守し、低い値で推移しています(下図)。



●埋立地の自然回復

谷戸沢処分場では周辺環境への影響を確認するため、埋立開始以前から40年以上にわたり、場内及び周辺における動植物の調査を継続しています。

また、埋立地内にススキ野原や水辺環境を整えたことで、里山的な自然環境が再生し、その保全に取り組んでいます。



里山の自然環境を代表する動植物が確認されている谷戸沢処分場

2. 地球温暖化の防止

地球温暖化は、現代社会における最大の課題の一つです。

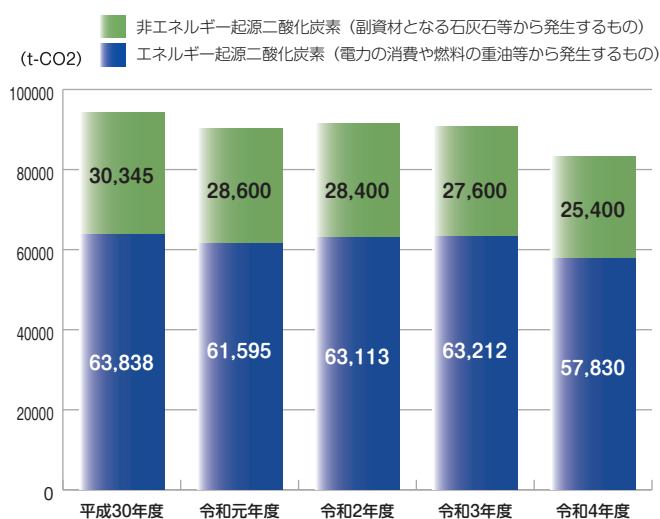
循環組合では、廃棄物の最終処分やエコセメント事業において、できる限り温室効果ガスの発生を抑える取組を実施しています。

1. 循環組合全体の取組 (温室効果ガスの削減)

地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの削減に努めています。具体的な取組としては、機器の運転の効率化や、エコセメント焼成炉の停止回数の低減などによる省エネ対策を実施してきました。また、エコセメントの副資材となる石灰石粉の一部を、焼成時に二酸化炭素が発生しない生石灰に転換しています。

これらの対策により、令和4年度のエネルギー起源温室効果ガス排出量は、約57,800t（基準排出量は77,269t・CO₂/年）でした。

■二ツ塚処分場（エコセメント化施設を含む） 温室効果ガス排出量の推移



谷戸沢処分場 太陽光発電施設

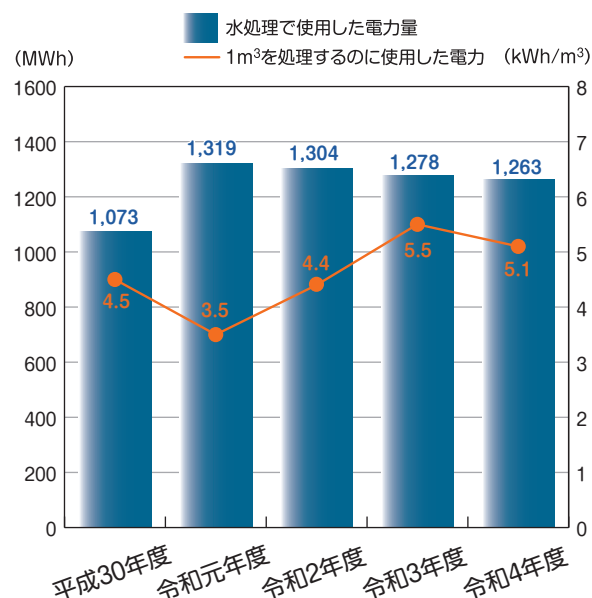
2. 地球温暖化防止の活動

(1) 処分場における温暖化対策

二ツ塚、谷戸沢処分場では、水処理で大きな電力を使います。循環組合では、適切な水処理を実施しながら、必要最低限のエネルギーの使用に留めるよう努力しています。

令和4年度の電力使用量は1,263MWhでした。降雨により浸出水量は変化しますので、これが原因で電力量は変動します。1m³の排水処理を行うのに必要な電力量は5.1kWhでした。

■水処理で使用した電力量の推移



(2) エコセメント化施設における温暖化対策

エコセメント化施設は、設計時から省エネルギー対応に留意した施設ですが、さらなるエネルギー使用の削減を目指し、効率的な運転に取り組んでいます。

(3) 太陽光発電施設における温暖化対策

太陽光発電は、ソーラーパネルを用いて太陽の光を直接電気に変換する発電方式です。太陽光発電の際には、地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素など)を排出しません。

当施設は、埋立が終了した谷戸沢処分場に設置し、敷地面積27,000m²、ソーラーパネル7,200枚で、令和4年度の発電量は約230万kWhでした。

3. 環境コミュニケーション

循環組合では、廃棄物の処理や環境保全について地域の皆さまによりよく理解していただくよう努めています。また、大切な情報については積極的に広く公表しています。

1. 地域とのコミュニケーション

(1) 環境データの公表

円滑な処分場運営には、周辺住民の方々や関係者の方々のご理解とご協力が不可欠です。循環組合では、定期的に日の出町役場や住民の方々に環境データなどについて積極的に説明をしています。また、同様にホームページには環境データを公表し、広く閲覧ができるようにしています。

(2) 見学会の充実

ごみ処理の実情を少しでも多くの方々に知っていただくため、見学会の充実を図っており、夏休み処分場見学会、紅葉の谷戸沢処分場自然観察会などを通じて多くの方にご来場いただいています。

なお、社会科見学等の一般の見学については、令和4年度は、71件1,958人の見学者を受け入れました。二ツ塚処分場を整備してからの累計見学者数は、93,616人となりました。



夏休み処分場見学会



紅葉の谷戸沢処分場自然観察会

(3) 国蝶オオムラサキ放蝶会・見学会

毎年6月にはオオムラサキの放蝶会及び見学会を開催し、日の出町の小学校の皆さんや一般の方々に参加いただき、オオムラサキの放蝶のほか、谷戸沢処分場内の里山的自然環境の再生と保全状況を見学いただいています。



国蝶オオムラサキ放蝶会



国蝶オオムラサキ見学会での放蝶

2. 環境活動の公表

循環組合の様々な情報をホームページや広報誌『たまエコニュース』でお知らせしています。



たまエコニュース

1. 循環組合の安全への取組

廃棄物処理施設は他の業種に比較すると、事故の発生が多いと言われています。循環組合では、廃棄物の処理を行う施設で作業に携わる関係者の安全に十分な対策を行っています。

1. 施設内の安全パトロールの実施

循環組合では、安全衛生委員会を設置し、労働災害や事故等を未然に防止するための取組を実施しています。具体的な活動の一例として、全国安全週間及び全国労働衛生週間の時期に合わせ、委員による安全パトロールを施設内の受託事業者等に対して実施しています。安全パトロールでは、様々な視点から現場では見落としがちな安全対策等の確認を行い、良かった点や改善点等を事業者と共有することにより、安全管理の徹底を図っています。



水処理施設での安全パトロールの様子

2. 安全運転講習会の開催

処分場に廃棄物を搬入する車両の運転手を対象に、五日市警察署に講師派遣を依頼し、安全運転講習会を毎年開催しています。

この講習会の中では、アイドリングストップに関する内容など、環境に対する配慮も十分行っています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、リモートによる参加も可能とし、会場を分散して実施しました。

受講者数：90人

また、エコセメント化施設に材料を搬入する運転手を対象に、安全運転講習会を毎年開催しています。

令和4年度は、合計3回実施しました。

受講者数：65人



搬入車両の運転手講習会

1. 廃棄物減容(量)化基本計画

これまでの減容(量)化の取組の検証を行うとともに、複数の中間処理施設における更新・機能変更などの状況の変化や循環組合に求められる社会ニーズ等も踏まえ、令和2年10月に「第6次廃棄物減容(量)化基本計画」を策定しました。令和3年度からは、この計画を基に、廃棄物の減容(量)化を進めています。

1. 計画の目的

一般廃棄物の最終処分について、本計画の目的は次のとおりとする。

- 二ツ塚基本協定等を踏まえ、組織団体は廃棄物の減容(量)化を継続する
- 埋立ゼロの継続により二ツ塚処分場を可能な限り長期利用していく
- エコセメント事業をはじめとした多摩地域の資源循環型社会の実現に向けた取組を継続する

2. 計画の概要

(1) 計画期間

令和3年度から令和7年度(2025年度)までの5年間

(2) 計画目標

不燃残さ：搬入ゼロを継続

焼却残さ：令和7年度の搬入量を74,700t以下に減容(量)

3. 主要課題と対応

○負担金計算方法の見直し

○不燃残さの搬入配分量、超過金・貢献金制度の見直し

○乾燥灰の搬入に係る仕組みの設定

2. 地球温暖化対策

循環組合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)に規定する、大規模事業所に対する温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度の対象事業者(指定地球温暖化対策事業者)になっています。

当組合は、大規模な温室効果ガス排出事業者の責務として、地球温暖化対策を推進し、総量削減義務を着実に履行してまいります。

計画の概要

(1) 対象施設

前年度の燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で年間1,500kL以上の事業所が制度対象事業所となります。

当組合では、二ツ塚処分場内のエコセメント化施設及び当該施設とエネルギー供給事業者からの受電点が同一の施設が、総量削減義務の対象になっています。

(2) 計画期間

環境確保条例上、計画期間は平成22年度を開始年度とする5年ごとの各期間※とされています。

当組合では、この計画期間に基づき、地球温暖化対策の進捗状況を確認しています。

※第一、第二計画期間 平成22年度から令和元年度まで

第三計画期間 令和2年度から令和6年度まで

(3) 削減目標

基準排出量(第二計画期間以降)は77,269t-CO₂/年です。

第二計画期間においては、削減義務率15%のところ、約20%の削減を達成しました。

第三計画期間(令和2年度から令和6年度まで)においては、削減義務率は25%です。

省エネ設備(インバーター)が導入され、稼働するクリンカクーラ(エコセメント化施設内に設置)



クリンカクーラ設備



クリンカクーラを省エネ運転させる制御盤



東京たま広域資源循環組合

〒190-0181 東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642

TEL: 042-597-6151

FAX: 042-597-7886

E-Mail: toiawase@tama-junkankumiai.com

URL: <https://www.tama-junkankumiai.com/>



ミックス
紙に責任ある森林
管理を支えています
FSC® C178085



この印刷製品は、
環境に配慮した
資材と工場で製
造されています。